

WEB

# とつきよ

平成23年5月号 No.25

編集 特許庁総務課

平成23年4月26日発行

「とつきよ」は特許行政の動向に関して、ご理解と  
意思の疎通を図る目的で発行されるものです。



## 目次

岩井長官インタビュー . . . . .	特許庁長官 岩井良行	1
国際知財戦略～国際的な知的財産のインフラ整備に向けて～ . . . . .	企画調査課	5
知的財産のワンストップ相談窓口「知財総合支援窓口」の設置 . . . . .	普及支援課	10
～アイデア段階から事業展開まで中小企業等の知的財産に関する悩みを解決します!～		
知的財産プロデューサー等による . . . . . (独) 工業所有権情報・研修館		
知的財産情報の活用支援について	活用促進部	13
～新たなイノベーション創出に向けた 革新的・基盤的技術の権利化支援～		
東日本大震災に関する手続相談窓口の開設について . . . . .	特許庁	15

# 岩井長官インタビュー

特許庁長官 岩井 良行

4月18日の「発明の日」を記念して、日刊工業新聞社が「日本経済再生のカギを握る知的財産戦略」と題した特集紙面を掲載しました。その中で、岩井長官のインタビュー記事が掲載されましたので、ご紹介いたします。







# 国際知財戦略 ～国際的な知的財産のインフラ整備に向けて～

企画調査課

## 1. はじめに

特許庁は、海外での円滑な権利取得、及び国内外での安定した権利保護を推進するための国際的な知財インフラ整備に向けた「国際知財戦略」を、産業構造審議会 第15回知的財産政策部会<sup>1</sup>（平成23年2月16日）において発表しました。以下では、その概要をご紹介します。

## 2. 背景

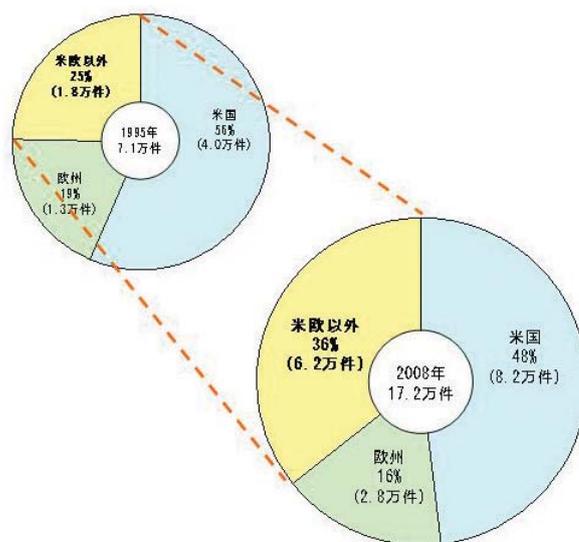
経済のグローバル化に伴い、全世界の特許出願件数は1985年の105万件から2008年には191万件へと増加しており、特に、海外への出願が顕著に増加しています。我が国企業も、中国やアジアを中心とする生産拠点の広がりに合わせて、海外出願を増大させており、出願先は中韓はじめ、ASEAN諸国やインドへと拡大しています。

このアジアを中心とした新興国における特許出願の増加により、中国語や韓国語など、日本語や英語以外の言語でしか発行されない特許文献の割合が、近年急速に増加しています。そのような状況において、世界の特許文献を効率的かつ網羅的に調査するためには、言語に依存しない特許分類が必要不可欠であり、五大特許庁（日米欧中韓）では特許分類の共通化の議論が始まるなど、世界で共通の特許分類の整備に向けた動きが活発化しています。

【全世界の特許出願件数の推移】



【日本人の特許出願先国の変化】



1. 産業構造審議会知的財産政策部会は、特許・商標等の工業所有権制度の在り方、不正競争の防止等、知的財産政策に関する調査審議を行う機関です。

他方、急速な経済成長に伴い、過去5年で約2倍の特許・実用新案出願数となった中国では、特許訴訟が急増しており、日本企業が中国企業から高額の賠償を求められる例も出て来ています。

### 3. 「国際知財戦略」の概要

このような背景の下、「国際知財戦略」では、アジアをはじめ世界中で、我が国企業がビジネスを円滑に行うことができるよう、日本で安定した権利を付与し、これを基に、世界でも迅速に権利取得できるような、国際的な知財インフラを順次整備していくことを目指しています。国際的な知財インフラ整備は、[Ⅰ] 世界各国で円滑に権利取得が行えるようにするための枠組みの整備、[Ⅱ] 安定した権利保護を図るための体制整備、の2つの側面から進めます。また、[Ⅲ] 海外展開する企業が、国際的な知財インフラを十分活用できるよう、支援を図ります。

そして、我が国の特許審査の質を向上させ、権利の安定性を高めつつ、日本の特許が速やかに世界で受け入れられる環境としての国際特許ネットワーク構想を推進し、国際的な特許制度調和を目指していきます。

以下では、今後の具体的な施策について紹介します。



#### [Ⅰ] 世界各国で円滑に権利取得を行うための枠組みの整備

##### ・国際特許ネットワーク構想の推進

国際特許ネットワークの実現に向け、世界中で同じ特許が早期に取得できる特許審査ハイウェイの更なる拡大、ハイウェイの実効性を高めるための日本の審査結果を利用しやすい環境作り及びアジアなど新興国における我が国企業の権利の安定的な保護が必要となっています。

特許庁は今後、特許審査ハイウェイを世界の主要国全体で速やかに実施するとともに、

アジア各国の国際出願（PCT）の予備審査を日本が英語で実施し、審査官の戦略的な人材育成などを通じてアジアをはじめとする新興国との連携強化を図ることで、アジア全域の日本企業の出願が、日本をゲートウェイとして欧米等の主要国で早期に安定した権利を得られる環境を実現していきます。

## 〔Ⅱ〕 安定した権利保護を行うための体制整備

### ・グローバル化に対応した審査体制の強化

世界で覆ることのない安定した権利付与のためには、①世界の特許文献を網羅的に検索することによる漏れのない調査と、②調査結果に基づく的確な判断からなる審査が必要です。しかしながら、審査官が調査しなければならない世界の特許文献は増大しており、調査のための負担も増大しています。加えて、権利の安定性の確保には、審査の品質監理の充実が必要です。

特許庁は今後、特許審査の更なる質向上のため、増大する世界の特許文献を漏れなく調査し、的確な特許性の判断を行うため、人的体制の強化や研修など、体制を強化する取組を進めていきます。また、権利の安定性の確保のため、品質ポリシーの策定やユーザー評価など、世界水準の品質監理の実施とそのための体制強化に努めます。これらの取組を通じ、世界標準の安定した権利付与の実現を目指します。

### ・多言語に対応した検索システムの整備

国際的に安定した権利を保護するためには、審査において中国語や韓国語の特許文献などが十分検索される必要があります。加えて、世界の特許文献を漏れなく検索するためには、他庁と共同して新たな共通特許分類を整備していくことが重要となっています。これらは、海外展開のリスクに備え、企業が自社技術と関連する中韓特許などを容易に見出せる環境作りと関連しています。

特許庁は今後、機械翻訳（中国語から日本語、韓国語から日本語など）を利用した外国の特許文献のデータベースの構築と、これらを効率的に検索する外国特許文献検索システムの開発を図っていきます。また、日欧の分類を軸に、五大特許庁及びWIPOなどと、世界標準の共通特許分類の策定を推進していくとともに、新たな共通特許分類が定まり次第、国際的な取決に従い、過去の日本特許を再分類します。

これらの取組を通じ、中韓特許を含む世界の特許文献を、共通特許分類や日本語により、網羅的に検索できる環境の実現を目指します。

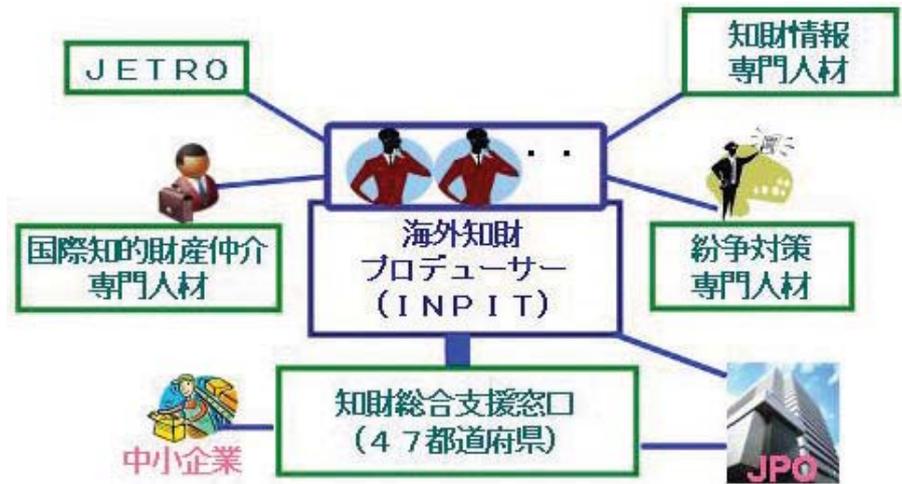
## 〔Ⅲ〕 我が国企業の海外展開支援

国際的な知財インフラを活用し、知財を軸とした我が国企業の海外展開の促進を図るためには、開発モデルの多様化や新たな知財リスク問題に対応できる、総合的な支援が必要となってきます。以下では、海外展開の総合的支援の方向性について紹介します。

### ・新興国の知財情報収集と戦略研究

海外進出時のあらゆる課題について、中小企業等が相談・利用しやすい環境の整備とともに、我が国のみならず、進出国の知財専門家の知見を利用することが必要となっています。

このため、誤訳対策や訴訟対応の情報などを含む新興国の知財関連情報を集積したデータバンクの開設や、海外知財プロデューサー<sup>2</sup>と在外知財専門家による我が国企業等の海外展開に向けた戦略を研究・策定する会議の開催を行っていきます。また、海外知財プロデューサーを軸に、各種支援機関・専門人材との連携体制を整備し、海外進出における知財のあらゆる課題に対して、適切な専門人材と連携してハンズオン対応を行っていきます。



### ・海外知財活用ネットワークの強化

新たな事業開発や技術移転を促進するためには、現地の最新情報の収集や人的ネットワークを通じた情報の共有が必要です。具体的には、INPIT（インピット）やJETRO（ジェトロ）と連携しつつ、各国の技術移転機関との連携を深め、日本及び各国のシーズ・ニーズ情報を集約し、海外展開の円滑化を図ることや、国内外の知財活用関係者が一堂に会する国際フォーラムを開催し、情報共有及び人的ネットワークを強化するとともに、エンフォースメントを含む知財活用環境の国際的な調和を促進することを想定しています。さらに、中国特許などの和文抄録も作成することで、海外の先行技術及び権利調査の活用等についても、普及啓発を図っていきます。

### ・海外知財リスクへの対応の強化

アジアなど新興国における知財リスクを低減させるためには、専門人材の拡充に加え、官民が連携したりリスク対策を取ることが必要となります。具体的には、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）等の官民連携の枠組を使い、中小企業の問題意識も集約しつつ各国政府と対話を進めていくことや、潜在的な知財リスクの早期発見を図るためのJETRO（ジェトロ）等と連携した現地情報収集機能の更なる強化などが重要です。さらに、海外での紛争解決支援を行うことができる弁護士・弁理士の育成を図り、海外知財プロデューサーと連携しつつ日本企業の進出先での紛争解決を支援していきます。

### ・中小企業への新たな出願支援策

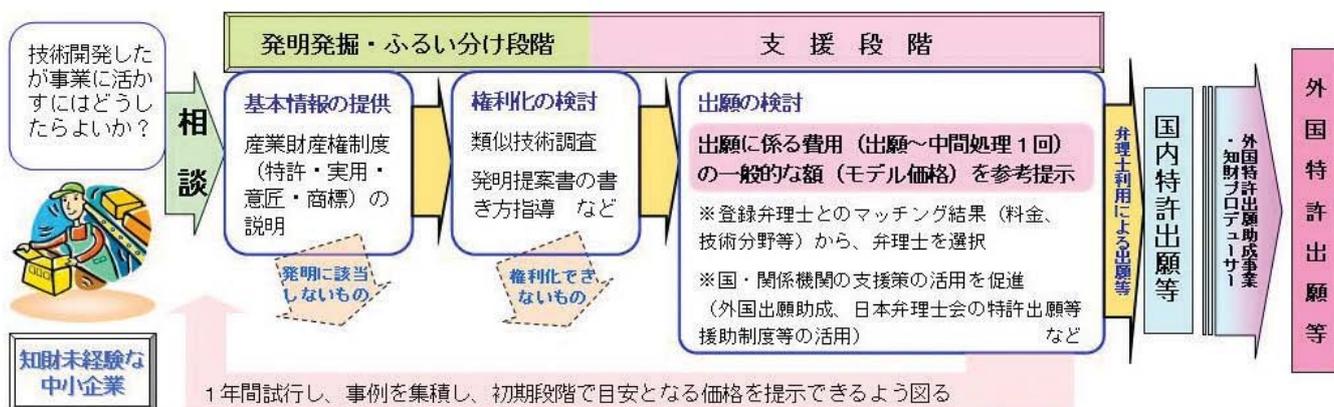
中小企業の知的財産に対する意識は非常に高まってきておりますが、実際に特許取得にまで至る出願が少ないのが現状です。その背景として、弁理士費用を予測できないことが、

2. 海外知財プロデューサーは、海外における事業展開が有利となる的確な知財活用ニーズに対応したものであり、海外事業展開が期待される有望技術について、事業内容や進出国の知財保護事情に適した権利取得、管理・活用、侵害対策までの一貫した知財マネジメント支援を行います。

中小企業による出願等の障壁の1つとなっているのではないかと指摘があります。他方、出願に係る費用のモデル価格（標準的な価格）については、算定が容易でないことや料金規制につながるおそれがあることに留意する必要があります。

このような状況を踏まえ、中小企業への新たな出願支援策として、モデル価格（標準的な価格）の提示に向けた取組を行います。具体的には、各都道府県で知財のワンストップサービスを提供する知財総合支援窓口において、弁理士がモデル価格を算定できるところまで出願の検討を支援し、算定されたモデル価格を参考提示しつつ地域の登録弁理士とその出願人とのマッチングを行います。このような取組を1年間、全国で試行することで事例を集積し、モデル価格の共有を図っていきます。

【モデル価格（標準的な価格）の提示に向けた取組】



#### 4. おわりに

近年の高度情報化や経済のグローバル化等により、国際競争が厳しさを増していますが、国際的な知財インフラを整備し、日本で取得した特許であれば各国でもスムーズに審査が進む環境を整える等、我が国産業の国際競争力強化に資するために必要な施策について、着実に実現を図ってまいります。

# 知的財産のワンストップ相談窓口「知財総合支援窓口」の設置

～アイデア段階から事業展開まで中小企業等の知的財産に関する悩みを解決します!～

## 普及支援課

### ○設置の背景

我が国の産業基盤を支えるとともに地域経済の担い手として大きな役割を果たしている中小企業等に対して、特許庁では事業活動に応じた様々な施策を展開し、きめ細かな支援を実施しています。

また、昨年2010年末に中小企業庁等が実施した『中小企業支援施策の「ワンストップ・サービス・デイ」の開催』では、「知的財産」に関する質問が「資金繰り」、「経営全般」に次いで3番目に多い(268件、13.9%)という結果が示すとおり、多くの中小企業等が知的財産の相談ができる場を求めていることから、中小企業等が利用しやすい場所において知的財産を支援する体制整備が必要とされています。

#### (参考) 中小企業施策の「ワンストップ・サービス・デイ」の結果

- 2010年10月4日から12月8日にかけて47都道府県の69都市で合計95回開催
- 合計相談件数は1,922件、相談者数は1,200名
- 主な相談内容は、①金融699件(36.4%)、②経営全般348件(18.1%)、③知的財産268件(13.9%)、④農商工連携・地域資源・新連携、販路開拓152件(7.9%)等

(出典 中小企業庁ホームページより)

そこで、特許庁では、中小企業等が企業経営の中でノウハウ管理も含めた知的財産活動を円滑にできるよう支援体制を整備し、アイデア段階から事業展開までの一貫した知的財産活用支援と、知的財産を活用できていない中小企業等の知的財産マインドの醸成を行う「知財総合支援窓口」(特許等取得活用支援事業)を平成23年度から都道府県ごとに設置しました。

### ○知財総合支援窓口の概要

都道府県ごとに設置する「知財総合支援窓口」には、窓口で相談対応する支援人材を配置し、中小企業等の知的財産に関する悩みや課題についてその場で解決を図るワンストップサービスを提供するほか、専門性の高い課題等については弁理士や弁護士などの知財専門家と協働して解決を図ります。

また、地域の商工会・商工会議所や都道府県等中小企業支援センターなどの中小企業支援機関等と連携して、他の中小企業支援策と共同した効果的な知的財産活用を図るとともに、知的財産を有効に活用できていない(気づいていない)中小企業等の知財マインドの醸成等を通じて知的財産活用の促進を図ります。

## 【事業内容】

### ●窓口における支援

- ・当該窓口配置された支援担当者が、課題等その場で受け付けアイデア段階から事業展開、海外展開までの課題等に対してワンストップで解決を図る。
- ・中小企業等の利用可能な知財支援策の紹介や、特許等の出願手続（電子出願用端末機器を利用した電子出願を含む）に関する説明を行う。
- ・専門性の高い課題等に対しては、弁理士や弁護士等の知財専門家を活用して（内容によっては複数人でチームを組んで）窓口の支援担当者と共同して解決を図る。

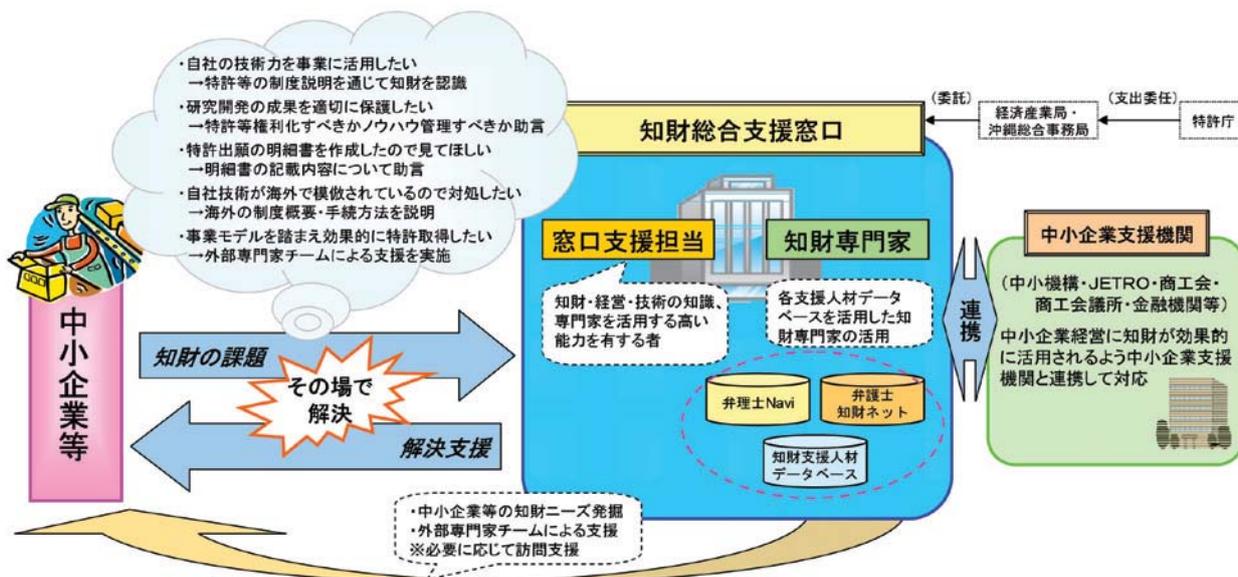
### ●支援機関との連携

- ・関係する支援機関やその機関の専門家と十分に連携し、効率的・網羅的に課題等の解決を図る。

### ●知的財産を有効に活用できていない中小企業等の知的財産活用の促進

- ・知的財産の意識が不十分のまま事業活動を行っている中小企業等に対する知的財産活用の重要性への“気づき”（意識）を醸成し、中小企業等の持つ有用技術等を発掘することにより、知的財産を事業展開に効果的につなげる支援を行い知的財産活用の促進を図る。

## 【事業イメージ】



※都道府県ごとの知財総合支援窓口は下記URLもしくは次頁の一覧をご覧ください  
[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/chizai\\_mado.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/chizai_mado.htm)

平成23年度 知財総合支援窓口の設置場所一覧

(2011年4月8日 現在)

都道府県	主な窓口設置場所 (機関等名称)	住所	連絡先
北海道	北海道知的財産情報センター	札幌市北区北7条西4丁目 新北海道ビルディング12階	011-747-8256
青森県	青森県庁	青森市長島1-1-1 県庁北棟1階 青森県知的財産支援センター内	017-762-7351
岩手県	地方独立行政法人岩手県工業技術センター	盛岡市飯岡新田3-35-2 岩手県工業技術センター内	019-656-4114
宮城県	宮城県産業技術総合センター	仙台市泉区明通2丁目2番地	(設置中)
秋田県	(財)あきた企業活性化センター	秋田市山王3-1-1 秋田県庁第2庁舎2階	018-860-5614
山形県	山形県高度技術研究開発センター	山形市松栄2-2-1 山形県高度技術研究開発センター内	023-647-8130
福島県	福島県ハイテクプラザ	郡山市待池台1-1-2 福島県ハイテクプラザ3階	024-963-0242
茨城県	茨城県産業会館	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館	028-670-5412
栃木県	とちぎ産業創造プラザ	宇都宮市刈沼町369-1 栃木県産業振興センター内	028-670-2600
群馬県	群馬県産業技術センター	前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター内	027-290-3070
埼玉県	新都心ビジネス交流プラザ	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティビル10階	048-647-4245
千葉県	千葉県産業支援技術研究所	千葉市稲毛区天台6-13-1 千葉県産業支援技術研究所内	043-207-8382
東京都	発明会館	東京都港区虎ノ門2丁目9番14号 発明会館内	03-6424-5081
神奈川県	神奈川県中小企業センタービル	横浜市中区尾上町5-80 神奈川県中小企業センタービル10階	045-633-5055
新潟県	新潟県工業技術総合研究所	新潟市中央区鏡西1-11-1 新潟県工業技術総合研究所2階	025-211-3722
山梨県	公益財団法人やまなし産業支援機構	甲府市大津町2192-8 山梨県産業展示交流館(アイメッセ山梨)内	055-243-1888
長野県	長野県工業技術総合センター	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階	026-217-3242
静岡県	静岡県産業経済会館	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館1階	054-251-6000
富山県	富山県工業技術センター技術開発館	高岡市二上町150 富山県工業技術センター技術開発館内	0766-25-7259
	富山県総合情報センタービル	富山市高田527番地 富山県総合情報センタービル内	076-432-1119
石川県	石川県地場産業振興センター新館	金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館	076-267-5918
岐阜県	テクノプラザ	各務原市テクノプラザ1-1 テクノプラザ内	058-370-3550
	岐阜県県民ふれあい会館	岐阜市藪田南5丁目14-53 岐阜県県民ふれあい会館内	058-277-1093
愛知県	名古屋商工会議所ビル	名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル内	052-223-6765
	愛知県産業労働センター	名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター14階	052-715-3075
三重県	三重県合同ビル	津市栄町1-891 三重県合同ビル5階	059-271-5780
福井県	福井県工業技術センター	福井市川合鷺塚町61字北福田10 福井県工業技術センター1階	0776-55-2100
滋賀県	滋賀県工業技術総合センター別館	栗東市上砥山232 滋賀県工業技術総合センター別館1階	077-558-4040
京都府	京都府産業支援センター	京都市下京区中堂寺南町134 京都府庁内 京都府産業支援センター2階	075-326-0066
大阪府	国立大学法人大阪大学中之島センター	大阪府大阪市北区中之島4-5-53 国立大学法人大阪大学中之島センター内	06-6479-3901
兵庫県	キメックセンタービル	神戸市中央区港島南町1-5-2 神戸キメックセンタービル6階	078-306-6808
	兵庫県立工業技術センター 産業技術センター	神戸市須磨区行平町3-1-31 兵庫県立工業技術センター 産業技術センター4階	078-731-5847
奈良県	なら産業活性化プラザ	奈良市柏木町129-1 なら産業活性化プラザ内	0742-35-6020
和歌山県	フォルテワジマ	和歌山市本町2-1 フォルテワジマ6階	073-432-0087
鳥取県	(財)鳥取県産業振興機構	鳥取市若葉台南7-5-1	0857-52-5894
島根県	テクノアークしまね	松江市北陵町1番地 テクノアークしまね1階	0852-60-5145
岡山県	テクノサポート岡山	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山3階	086-286-9656
広島県	広島県情報プラザ	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ1階	082-240-7718
山口県	(財)やまぐち産業振興財団	山口市熊野町1-10 NPYビル10階	083-922-9927
徳島県	徳島県立工業技術センター	徳島市雑賀町西開11-2 徳島県立工業技術センター2階	088-669-4766
香川県	香川産業頭脳化センタービル	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階	087-867-9332
愛媛県	テクノプラザ愛媛	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛内	089-960-1103
高知県	高知県工業技術センター	高知市布師田3992-3 高知県工業技術センター4階	088-845-7664
福岡県	福岡県中小企業振興センタービル	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル内6階	092-622-0035
佐賀県	佐賀県地域産業支援センター	佐賀市鍋島町八戸溝114 佐賀県地域産業支援センター内	0952-30-8191
長崎県	長崎県工業技術センター	大村市池田2-1303-8 長崎県工業技術センター内	0957-52-1144
熊本県	熊本県産業技術センター	熊本市東町3-11-38 熊本県産業技術センター内	096-285-8840
大分県	大分県産業科学技術センター	大分市高江西1-4361-10 大分県産業科学技術センター内	097-596-6171
宮崎県	宮崎県産業技術センター	宮崎市佐土原町東上那珂16500-2 宮崎県工業技術センター2階	0985-74-3956
鹿児島県	鹿児島県工業技術センター	霧島市隼人町小田1445-1 鹿児島県工業技術センター内	0995-73-5406
沖縄県	沖縄県工業技術センター	沖縄県うるま市宇州崎12-2 沖縄県工業技術センター内	098-995-8778

※震災等の影響で一部連絡先の未設定のところがあります(決まり次第特許庁ホームページ等でお知らせいたします)

# 知的財産プロデューサー等による知的財産情報の活用支援について

～新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援～

(独)工業所有権情報・研修館 活用促進部

新たなイノベーションの創出を効率的に進めるためには、研究成果を知的財産として戦略的に保護・活用する知的財産戦略が極めて重要です。

そこで当館では、平成23年度から、知的財産マネジメントの専門人材である「知的財産プロデューサー」、「海外知的財産プロデューサー」及び「広域大学知的財産アドバイザー」を配置し、知的財産情報の高度活用による権利化推進事業を実施します。

## ○知的財産プロデューサー

知的財産情報を活用することにより、革新的な技術について、事業化を見据えて広く・強い権利保護を推進

我が国が持続的な経済成長を遂げるためには、我が国がこれまで培ってきた強みである技術力を活かし、研究開発により創出された革新的な技術を活用したイノベーションを促進していくことが重要です。このため政府は、多額の公的資金を革新的な技術の創出が期待できる大学や研究開発コンソーシアム等（以下「研究開発機関等」という。）へ投入しています。

これら研究開発機関等においては、知的財産情報を活用した研究戦略を策定することにより、効率的な研究開発成果の創出が期待できます。また、研究開発成果をイノベーションに活用するためには、研究開発成果が活用される事業・産業に適した知的財産情報を収集し、事業化・産業化を見据えた知的財産戦略を策定することが不可欠です。

しかしながら、知的財産情報を高度に活用した研究戦略、知財戦略を策定する専門人材の不足等の理由により、研究開発機関等において知的財産に関する戦略的な取組が十分に行われていないのが実態です。

そこで当館では、「知的財産プロデューサー」を革新的な研究成果が期待される技術を有する研究開発機関等に派遣し、研究の初期段階から成果の活用を見据えた戦略の策定を知的財産の視点から支援します。

## ○海外知的財産プロデューサー

海外市場における事業展開に適した権利保護・活用等の知財マネジメントを推進

我が国企業においては、経済活動のグローバル化に伴う国際的な競争優位性を維持するために、アジア等海外市場への事業展開が活発化しております。海外市場への進出に当たっては、知的財産による的確な権利保護等がなされていることが重要ですが、特に中小・中堅規模の企業においては、海外展開国の状況に応じた知財管理・活用等を行える人材が少

ないことから、海外市場へ進出しようとする企業等にとってのリスクが大きいため、十分な進出を図ることができないといった課題があります。そこで当館では、「海外知的財産プロデューサー」による海外での事業内容や海外展開国の知的財産保護事情に適した権利取得及び管理・活用等の知的財産マネジメントに関するアドバイスをを行い、企業等の海外における事業展開を知的財産の面から支援します。

### ○広域大学知的財産アドバイザー

**大学から創出される有用な技術を確実に把握・選別し、知的財産情報を活用することにより適切な権利保護・活用を行える仕組み作りを広域で推進**

大学が知的財産活動を行うに当たっては、まずは大学組織内に知的財産管理体制を構築することが必要であることから、当館ではこれまで、大学における知的財産管理体制の構築を支援するために、大学知的財産アドバイザーを延べ60大学に派遣し、知的財産管理体制の整備や知的財産戦略に関する指導・助言・相談等の支援を行ってきました。

しかしながら、大学で生まれた研究成果を確実に捕捉して権利化する知的財産管理体制が未だ充分には整備できておらず、今後一層の産学連携の促進を図るためには、知財活動に取り組む大学の裾野を更に拡大していくことが必要です。

そこで当館では、複数の大学等から構成される知的財産に関する連携組織である広域ネットワークに「広域大学知的財産アドバイザー」を派遣して、大学の知財管理体制の構築を効果的に支援するとともに、ネットワーク内の知的財産に関する情報等の共有体制の構築を支援し、知的財産活動に取り組む大学の裾野の拡大と底上げを図ります。

当館では、これらの専門人材を活用していくことにより、研究成果の的確な権利化を推進する知的財産戦略の策定を図り、今後、新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化を支援してまいります。

# 東日本大震災に関する手続 相談窓口の開設について

特 許 庁

東日本大震災で被災された全ての地域の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

特許庁では、特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願又は審判手続について、平成23年3月11日発生 of 東日本大震災の影響により、出願人や代理人等の皆様からのご相談に対応するため、専用の相談窓口を設置いたしました。ご利用ください。

東日本大震災に関する手続相談窓口

電話番号：03-3581-1101

内線 5000, 5100, 5200, 5300

受付時間：8:30～18:15（但し、土・日・祝日は除きます。）